

運 賃

1. 距離制運賃

運 賃 表

積載量 キロ程	30kgまで	50kgまで	100kgまで	150kgまで	200kgまで	350kgまで
10km	円	円	円	円	円	円
20km	円	円	円	円	円	円
30km	円	円	円	円	円	円
10km増毎	円	円	円	円	円	円

基本運賃	30kg積載	1km ~ 10km	円
輸送距離 加算額	10kmを超え	30kmまで10km増す毎に	円
	30kmを超え	50kmまで10km増す毎に	円
	50kmを超え	100kmまで10km増す毎に	円
積載重量 加算額	30kgを超え	50kgまで	円
	50kgを超え	100kgまで	円
	100kgを超え	150kgまで	円
	150kgを超え	200kgまで	円
	200kgを超え	350kgまで	円

2. 時間制運賃

基本運賃	一時間	基礎走行キロ k m 円
	一日八時間	基礎走行キロ k m 円
加算額	一時間	1. 基礎走行キロ k mを超える場合は、距離制運賃に掲げてある金額で収受する。 2. 基礎時間を超える場合には、1時間ごとに 円、1時間を未満の場合は、30分まで増すごとに 円加算する。
	一日八時間	1. 基礎走行キロ k mを超える場合は、距離制運賃に掲げてある金額で収受する。 2. 基礎時間を超える場合には、1時間ごとに 円、1時間を未満の場合は、30分まで増すごとに 円加算する。

運 賃 割 増 率 等

1. 品目割増

項 目	内 訳	割 増 率
易 損 品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機械で1個の価格が100万円以上のもの 2. 宮、御輿、仏壇、神仏像 3. ピアノ	3割以上の臨時の約束による。
危 険 品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目 4. 火薬類等取締法に定める品目 5. 放射線物質及びこれに類するもの	2割以上の臨時の約束による。 ただし、特定毒物については、 5割以上の臨時の約束による。
特 殊 物 件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類 2. 屍体	2割 5割
汚 わ い 品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、鱗、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴 重 品 高 価 品 等	貨幣、証券類、その他高価品で貨物軽自動車運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1個の長さが荷台の長さとその長さの1割を超えたもの、重量100kgまたは容積1立方メートルのもの	3割以上の臨時の約束による。
--	----------------

3. 悪路割増

道路法による道路及びその他一般交通の用に供する場所並びに自動車道以外の場所に限る	3割
--	----

4. 冬期割増

地 域	期 間	割 増 率
青 森 県	自 12月 1日 至 3月 31日	2割

5. 深夜早朝割増

午後10時から午前5時までの作業	3割
------------------	----

6. 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引は除く）

運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じた金額。

料 金

1. 積込料及び取卸料

	上限	下限
時間ごとに	円	円

2. 待機時間料

	上限	下限
分を超える場合において 分までごとに	円	円